平成２３年（フ）第５９号
神戸市長田区二葉町３丁目９番４号
債務者　津吉　敦子（旧姓江見）
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人神戸シティ法律事務所
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８２４号
神戸市須磨区竜が台１丁目１番地の２　25号棟103号
債務者　小坂　稔
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　眞里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月６日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１号
和歌山県御坊市島667番地６
債務者　小林ひとみ
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河内　茂治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２３年（フ）第２６８号
鹿児島県いちき串木野市京町58番地
債務者　峯元水産株式会社
代表者代表取締役　北山　良子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第８５号
鳥取県日野郡日野町根雨336番地７
債務者　廣富　政彦
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第２８８号
長崎県長崎市北栄町18番１号
債務者　水元百合香
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２８３号
函館市昭和２丁目20番13号
債務者　柳沢　成雄
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１３２１号
名古屋市名東区富が丘244番地　サンロイヤル富が丘501号
債務者　鹿毛　幸枝
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７９７号
さいたま市緑区原山２丁目33番８号　２―301
債務者　細谷　聡
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０６９号
さいたま市見沼区東大宮１丁目21番地９　大宮ハイム201、旧住所東京都西東京市下保谷５丁目８番17―203号
債務者　遠藤　洋子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１１６号
埼玉県川口市大字安行領家763番地　安行原住宅Ｂ703号、旧住所埼玉県川口市東川口２丁目21番10号　リ・ヴラン東川口Ⅱ202号
債務者　宮本美恵子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２３号
新潟県長岡市西宮内２丁目137番地、前住所新潟県長岡市喜多町333番地５
債務者　庭野　宏美
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１３４号
新潟県南魚沼市上十日町146番地６
債務者　笹岡　秀己
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１４０号
新潟県長岡市小曽根町458番地５
債務者　伊庭　早苗
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１６５１号
愛知県春日井市高森台10丁目２番地２　16号棟301号室
債務者　楠木　深雪（旧姓柴田・加藤）
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６４号
岡山県倉敷市中畝２丁目10番23号
債務者　藤原　勝
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１６５号
岡山県倉敷市白楽町272番地１　ＣＯＣＯ白楽町503
債務者　白神加代子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係